第一条の二に次の二項を加える。

法第六条の三第一項第二号の政令で定めるものは、児童自立生活援助事業としての相談その他の援助を受けている者、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の行う相談その他の援助を受けている者又は児童相談所その他の内閣府令で定める機関の行う自立のための援助を受けている者とする。

法第六条の三第一項第二号の政令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校（以下この号において「高等学校」という。）、同法第八十三条に規定する大学（以下この号において「大学」という。）その他内閣府令で定める教育施設に在学する生徒若しくは学生又は高等学校、大学若しくは当該内閣府令で定める教育施設への入学が予定されている者であること。

二　試みの使用期間中の者又はこれに準ずる者として内閣府令で定めるものであること。

三　社会的養護自立支援拠点事業の利用、公共職業安定所における就職に関する相談その他の内閣府令で定める就学又は就労に向けた活動を行っている者であること。

四　疾病又は負傷のために就学若しくは就労又はこれらに向けた活動を行うことが困難な者であること。

第二条第二項中「第十二条の四」を「第十二条の四第一項」に、「児童を一時保護する施設」を「一時保護施設」に改める。

第三条の二第一項、第五項及び第六項中「第十三条第三項第一号」を「第十三条第三項第二号」に改める。

第二十三条第四号中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第二十四条中「第六条の二の二第九項」を「第六条の二の二第八項」に改める。

第二十五条の七第一項中「医療型児童発達支援を提供する」を「肢体不自由（法第六条の二の二第二項に規定する肢体不自由をいう。次項及び第二十五条の十二において同じ。）のある児童に対して治療を行う」に改め、同条第二項中「医療型児童発達支援を提供する」を「肢体不自由のある児童に対して治療を行う」に改める。

第二十五条の八中「第二十一条の五の十九第二項」を「第二十一条の五の二十第二項」に改める。

第二十五条の十一を削り、第二十五条の十の二を第二十五条の十一とする。

第二十五条の十二中「医療型児童発達支援を提供する」を「肢体不自由のある児童に対して治療を行う」に改める。

第二十七条の八の表第二十一条の五の十五第三項の項、第二十七条の十の表第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項の項、第二十七条の十の二の表第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項の項、第二十七条の十五の表第二十一条の五の十五第三項の項及び第二十七条の十七の表第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項の項中「（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）」を削る。

第二十八条中「第六条の二の二第三項」を「第七条第二項」に改める。

第四十二条第四号中「児童福祉施設」の下に「、小規模住居型児童養育事業」を加え、同条中第十一号を第十五号とし、第十号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四　法第五十一条第二号の二に掲げる費用については、内閣総理大臣が法第二十一条の十八第一項に規定する家庭支援事業の種類等を考慮して定める基準によつて算定した当該家庭支援事業に従事する職員の給与費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から内閣総理大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る徴収金の額を控除した額

第四十二条第九号を同条第十二号とし、同条第八号中「第十二条の四の規定による施設」を「第十二条の四第一項に規定する一時保護施設」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第七号を同条第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九　法第五十条第七号に掲げる費用のうち里親支援センターにおいて行う法第十一条第四項に規定する里親支援事業に要する費用については、内閣総理大臣が里親支援センターの所在地による地域差等を考慮して定める基準によつて算定した当該里親支援事業に従事する職員の給与費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）

十　法第五十条第七号の三に掲げる費用については、児童自立生活援助を行う場所の種類、当該場所の所在地による地域差等を考慮して内閣総理大臣が定める基準によつて算定した児童自立生活援助事業に従事する職員の給与費、利用者の日常生活費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から内閣総理大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

第四十二条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　法第五十条第六号の四に掲げる費用については、内閣総理大臣が法第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号に規定する指導に係る児童の数等を考慮して定める基準によつて算定した当該指導に従事する職員の給与費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）

第四十五条の三第一項中「第十三条第三項第一号」を「第十三条第三項第二号」に、「第十八条の二十」を「第十八条の二十の二」に改め、「保育士の登録等」の下に「、法第十八条の二十の三第一項の規定による報告の受理、法第十八条の二十の四第二項の規定による同条第一項のデータベースへの記録等」を、「又は援助」の下に「、法第二十四条の十九第四項の規定による協議の場の設置等」を、「命令」の下に「、児童相談所設置市が行う親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業に係る法第三十四条の七の三の規定による質問等及び法第三十四条の七の四の規定による制限又は停止の命令、児童相談所設置市が行う妊産婦等生活援助事業に係る法第三十四条の七の六の規定による質問等及び法第三十四条の七の七の規定による制限又は停止の命令」を加え、「第五十九条の四第三項」を「第五十九条の四第四項」に改め、同条第八項中「都道府県を除く。」と」の下に「、法第三十四条の七の二第二項から第四項までの規定中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十四条の七の三第一項及び第三十四条の七の四中「行う者」とあるのは「行う者（都道府県を除く。）」と」を加え、同条第九項中「命令に関する規定」の下に「、法第三十四条の七の三第一項の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第三十四条の七の四の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、法第三十四条の七の六第一項の規定による妊産婦等生活援助事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第三十四条の七の七の規定による妊産婦等生活援助事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定」を加える。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十六第一項中「第十三条第三項第一号」を「第十三条第三項第二号」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第六号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第八号」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第七号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第九号」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第十号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第十二号」に、「第十八条の二十」